

国立市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 所得税法の一部改正に伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

国立市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年12月国立市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国立市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、平成32年1月1日以後における療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。